

米子市感染症総合対策会議
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年5月27日（水）

午前9時30分から

場所 本庁舎4階401会議室

1 開 会

2 本部長あいさつ および 市民へのメッセージ

3 議 事

(1) 本市の現状および各取組の進捗状況について

資料1 本市の現状と取組

(2) 今後の取組について

資料2 社会経済活動の回復等に向けて取り組むべき施策の方向性

(3) 「緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和

方針」を受けて

資料3(県資料)緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針

(4) 米子市（組合）立小・中学校の夏季休業期間の変更について

資料4 米子市（組合）立小・中学校の夏季休業期間の変更について

(5) その他

4 その他

5 閉 会

【参考】 対策本部等の開催状況

1月23日(木)	緊急幹部会議
1月27日(月)	庁議(情報共有)
1月30日(木)	第1回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
1月31日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月3日(月)	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
2月17日(月)	庁議(情報共有)
2月20日(木)	全員協議会(情報共有)
2月25日(火)	庁議(情報共有)
2月28日(金)	緊急庁議(小中学校休校へ)
3月3日(火)	全員協議会(情報共有)
3月10日(火)	第2回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
3月23日(月)	臨時庁議(イベント方針の変更等)
3月30日(月)	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
4月6日(月)	庁議(情報共有)
4月10日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第1回)開催(特措法に基づく)
4月13日(月)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第2回)開催(特措法に基づく)
4月17日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第3回)開催(特措法に基づく)
4月19日(日)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第4回)開催(特措法に基づく)
5月1日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第5回)開催(特措法に基づく)
5月15日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)開催(特措法に基づく)
〃	感染症総合対策会議(第1回)開催

市長メッセージ

5月25日に東京都をはじめ5都道府県の緊急事態宣言が解除され、これですべての都道府県で宣言が解除されました。

ここに至るまで、感染予防にご協力いただいた市民のみなさんに深く感謝申し上げます。

米子市においては、すでに集客施設等の利用制限を段階的に緩和するなど、「感染予防と社会経済活動の両立」を目指した取組を進めています。

ここであらためて市民のみなさんにご協力いただきたいことは、今申し上げた「感染予防と社会経済活動の両立」についてです。

手洗いの励行やフィジカルディスタンスをとることなど、引き続き感染予防に取り組みながら、一方で、地域での活動や外出先での飲食、買い物などの社会経済活動の再開をお願いしたいのです。

このたびの新型コロナウイルス感染症による外出自粛等により、地域の経済は幅広い分野で大きな打撃を受けています。ぜひとも地域のお店を利用していただき、私たちの暮らしを守っていただくようみなさんのご協力をお願いします。

特に、再開した飲食店には換気や消毒の徹底など適切な感染予防をお願いしておりますので、ぜひご家族や友人のみなさんと食事などを楽しんでいただきたいと思います。

また、これまで控えておられた様々な地域の活動につきましても、感染予防に注意しながら再開していただくなど、自粛によって失われかけた私たちの日常を取り戻すためにもあらためて市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

市役所では、随時、補正予算を組んで引き続き必要な対策を取っていきます。感染症の克服は、社会経済活動の両立を図るところまでがゴールです。米子市全体が一丸となって感染症を克服するためにも、市民生活と経済活動を回復させなければなりません。

感染予防対策 × 日常生活 = 「新しい生活様式」と捉え、私たちなりの新しい生活様式を一緒に作り上げていきましょう。

令和2年5月27日

米子市長 伊木 隆 司

資料 1

本市の現状と取組

【本市のおもな経過】

- 4/ 7 緊急事態宣言（7 都府県）
- 14 市有施設等の利用休止
- 16 緊急事態宣言
（全都道府県に拡大）
- 18 市内 1 例目の陽性反応者を確認
- 27 小・中学校臨時休業

生活への影響

経済悪化による生活の不安定化

外出自粛による関係業種への影響

経済への影響

5/ 1 5 月臨時議会（5 月補正予算）

- 7 小・中学校再開
市有施設利用休止を一部解除
- 14 緊急事態宣言：鳥取県解除
（8 都道府県に変更）
- 16 市内体育施設等の利用再開
- 21 緊急事態宣言(5 都道県に縮小)
- 25 緊急事態解除宣言

活動再開に向けた感染対策

社会的経済的な影響を受けやすい人への支援

多分野・業種への影響の広がり

新ビジネスへの支援

本市の現状と取組

〔経済・雇用〕

【現 状】

- 事業者の売上が大きく減少し、固定費の支払に困っている
- 本業だけでは、有事の際に事業継続が困難
- 各種申請でPCが必要となるケースが多く手続きに困る事業者もいる
- 外出自粛により消費が減少、特に外食や旅行が控えられている
- 出張や訪問ができず営業活動が停止している
- 外食等をする際に、自分や家族がその店舗で感染しないか不安
- 宿泊業は2～3月はキャンセルが続き、4月は予約自体がない
- 公共交通（バス・タクシー）の4月売上は前年同月比5～6割減



【課 題】

- ・ 市内事業者の経営を維持・継続・安定させること
- ・ 特に影響を受けている飲食業・宿泊業へ支援すること
- ・ 事業者が感染拡大の防止に配慮した店舗運営を行うこと
- ・ 感染症拡大の収束後、まずは市民によって経済の回復の取組みを始めること
- ・ 人、モノの動きの活発化による経済活動の再開





【これまでのおもな取組】

- (国)持続化給付金、雇用調整助成金、各種資金繰り支援
- (県)緊急応援補助金、雇用維持教育訓練補助金等、各種補助事業
- 経済・雇用に関する経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業（商工課）

感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利子補給

- ・ 地域経済変動対策資金 予算額 51,177 千円 (100億円の融資実行分の利子を想定)
- ・ 中小企業小口融資資金 予算額 1,640 千円 (2億円の融資実行分の利子を想定)

飲食業応援事業（商工課） ※6月15日発送予定

感染症の影響で来客数が減少している飲食業への支援のため、市内飲食店で使用できる飲食割引券を全世帯へ発行

予算額 187,000 千円 (1世帯最大2,500円割引分×全68,000世帯)

飲食業等設備投資応援事業（商工課） ※5月19日から受付

特に感染症の影響を受けた飲食業、飲食サービスを提供する宿泊業の改修や業態変更へ助成（補助率3/4、最大75万円の改修費補助等）及びタクシーを利用した料理配送料（1回につき1千円の補助）

予算額 37,500 千円

宿泊業緊急支援事業（観光課） ※状況により事業開始を判断

特に感染症の影響を受けた宿泊業の支援のため、市民が市内旅館・ホテルの宿泊・飲食を半額で利用する場合の経費の一部を事業者へ助成

予算額 40,100 千円

(宿泊：最大5千円×2千人、飲食：最大3千円×1万人分の補助)

【これからの課題】

- 感染症により大きな影響を受けた事業者支援の継続と拡充
- 市民の活動を促し、地域経済の再循環を創出すること
 - ・ 市内移動に用いる公共交通機関における感染予防対策
 - ・ 観光消費促進のため、市民に地元の魅力の再発見を促す
- 「新たな生活様式」に対応した新規ビジネスの開拓等支援

〔市民生活・福祉〕

【現 状】

- 生活困窮に関する相談件数が増加：社会福祉協議会
4月の生活困窮に係る新規相談件数 190件（R1:年間303件）
のうち9割が収入減に関する相談
- 住宅確保給付金の相談・申請が増加
4月の申請件数 35件（R1:年間14件）
- 生活保護の新規相談や申請は昨年と比べて大きな変動は見られない。
- 障がい福祉サービス事業所等の受注が激減し、運営が不安定化
- 感染予防のため障がい者の通所が中止となり、生活支援の必要性が増大
- 障がい者や高齢者等の外出自粛による運動不足・筋力低下の懸念
- 様々な団体が感染防止のため活動を縮小・休止
- こども食堂は感染予防対策等行った上で再開したい意向
- 各種施設の感染予防対策を実施。今後も継続して対策が必要



【課 題】

- ・ 経済状況悪化に伴う生活の不安定化に対する更なる支援
- ・ 社会的経済的な影響を受けやすい方に対する一段の支援
- ・ 障がい者の方の健全な生活維持
- ・ 市民の活動再開に向けた各種施設の感染予防対策の推進





【これまでのおもな取組】

- (国・社福)生活福祉資金貸付制度による生活支援
- 各種税や料金等の徴収猶予・減免措置、電話相談窓口を設置
- フレイル対策のための動画公開、DVD 配布
- 文化施設の提供による芸術文化活動の収録・配信支援

特別定額給付金事業（福祉政策課）

全ての市民に対し、1人あたり10万円を給付

予算額 14,880,935 千円（給付に係る事務経費含む）

住宅確保給付・支援事業（福祉課）

住宅確保給付金の支給対象拡大に伴う必要経費を増額

予算額 54,012 千円（増加申請見込み 420 人）

子育て世帯への臨時特別給付金事業（子育て支援課）

児童手当受給世帯に対し、児童1人あたり1万円を給付

予算額 222,699 千円（対象約 21,100 人）

障がい福祉サービス事業所等支援事業（障がい者支援課）

受注が減少した障がい福祉サービス事業所等の支援

予算額 1,200 千円（発注する布マスク代 4,000 枚分）

在宅障がい者安否確認等支援事業（障がい者支援課）

感染防止のため在宅生活を送る障がい者宅への戸別訪問支援

予算額 1,746 千円（社会福祉法人への委託料）

【これからの課題】

- 感染症の影響による生活困窮者等に対する支援の充実
- 各施設や活動の再開に向けた感染予防対策の充実

〔教育ほか〕

【現 状】

- 学校の休校に伴う、学習の遅れが懸念される
- 市の既存の備蓄マスクや消毒液等を、教育機関や市民生活を支える事業所等に配布。長期的にも物資の備蓄対策が必要
- 台風シーズンに向け、災害時の感染予防対策が求められる

【課 題】

- ・ 小中学校の臨時休業を補う学習支援が必要。
- ・ 感染予防対策の長期化が予想されることから、一定数の物資の備蓄に加え、災害が起きた場合に備えて避難所の衛生対策が必要。

【これまでのおもな取組】

- ・ 小中学校における臨時休業への対応
- ・ HPなどを活用したあらゆる人権への配慮の啓発

いい学び推進事業（教育総務課）

家庭学習を支援するための貸出用通信機器等の整備及び ICT 支援員の配置 予算額 88,762 千円

学校保健事業（学校教育課）、連携備蓄物品更新事業（防災安全課）

マスク、次亜塩素酸水、非接触式体温計等の購入

予算額 学校保健事業 13,940 千円

連携備蓄物品更新事業 15,597 千円

【これからの課題】

- 夏季期間における学校の感染予防対策への取組
- 災害に備えた避難所の感染予防対策

社会経済活動の回復等に向けて取り組むべき施策の方向性

〔経済・雇用〕

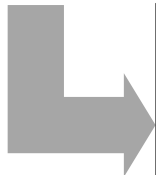
□ 感染症により大きな影響を受けた事業者支援の継続と拡充



- 深刻な影響を受けている中小・小規模事業者に対し、事業継続の支えや再起に向けた応援給付金を早急に給付する。
- 事業者の運転資金の更なる需要を支えるため、制度融資を強力に拡充する。

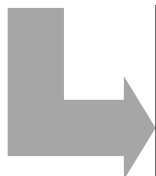
□ 市民の活動を促し、地域経済の再循環を創出すること

- ・ 市内移動に用いる公共交通機関における感染予防対策
- ・ 観光消費促進のため、市民に地元の魅力の再発見を促す



- 市民生活の基盤となる公共交通機関について、市民が安心して利用出来るよう車内の感染予防対策を早急に支援する。
- まずは市民が身近な観光資源の魅力の再発見するためのキャンペーン事業を実施する。

□ 「新たな生活様式」に対応した新規ビジネスの開拓等支援



- 新しい生活様式に向けた環境の変化に対応した新たなビジネスへの挑戦を支援する。
- 宿泊事業者の多角化に向け、都市部のテレワーク促進の動きの受け皿となる施設整備を支援する。

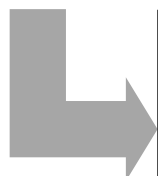
〔市民生活・福祉〕

□ 感染症の影響による生活困窮者等に対する支援の充実



- ✈ 受注が激減している福祉作業所等の支援として、早急に新たな作業を追加して発注する。
- ✈ 社会的経済的な影響を受けやすいひとり親家庭に対し、生活を支援するため追加給付を早急を実施する。

□ 各施設や活動の再開に向けた感染予防対策の充実



- ✈ 活動自粛中のこども食堂や学習支援施設等が再開できるように施設の感染予防対策を早急に後押しする。
- ☞ 地域の社会活動を安心して再開できるように公民館施設の環境整備を行う。

〔教育ほか〕

□ 夏季期間における感染予防対策への取組

□ 災害に備えた避難所の感染予防対策



- ✈ 学校における夏場の空調利用時等に使用する感染症予防対策物品を早急に調達する。
- ☞ 避難所における感染症予防対策物品を整備する。

このほか国の補正予算等の情報を的確に把握し、必要な対策に努める

専決処分による予算編成について

総務部財政課

(専決処分の理由)

新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、感染拡大により大きな影響を受けている市民生活や地域経済を下支えするために特に急を要する事業について、米子市としての確かつ機動的に対応するため、以下の事業について専決処分により予算措置するもの。

令和2年5月27日 専決処分予定

【一般会計】

(単位:千円)

事業	事業費	事業内容
公共交通機関感染防止対策事業 (交通政策課)	10,000	公共交通事業者が車内における感染防止設備(次亜塩素酸水噴霧器等)の設置に要した経費の助成 路線バス 8万円/台(上限)、タクシー 2万円/台(上限)
障がい福祉サービス事業所等支援事業 (障がい者支援課)	5,000	作業の受注が減少している障がい福祉サービス事業所への支援 ・イベント等に活用するノベルティ物品の作製 ・マスク等の寄附物品の仕分け作業等
子ども食堂等活动支援事業 (子育て支援課)	1,000	市内の子ども食堂等への活動再開に向けて必要な感染症予防物品の支援 非接触式体温計・空間清浄扇 ほか
児童扶養手当受給者に対する支援給付金事業 (子育て支援課)	55,000	ひとり親家庭等の児童扶養手当受給者への給付金の支給 3万円×1,800世帯
事業継続応援給付金事業 (商工課)	515,000	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内の中小・小規模事業者への給付金の支給 売上減少30%以上 10万円×4,300件…A Aのうち売上減少が50%以上かつ、 これまでにクラスターが発生したような施設 30万円×200件(上乘せ)…B Bのうち複数事業所がある場合 10万円×50件(上乘せ)
事務局費事務費 (教育総務課)	13,623	小中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策として必要な感染症予防物品の購入 教室用 次亜塩素酸水噴霧器(小中学校全教室 534教室分) 体育館用 感染症予防物品(キッチンペーパー、消毒用ボトル ほか)
合計	599,623	

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金、がいなよなご応援基金繰入金のほか、「子ども食堂等活动支援事業」については寄附金を充当。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算について、迅速に対応する必要があるため、「新たな生活様式」のもとでの感染症予防対策経費や融資枠の拡大、地元企業を支えるための新たな事業展開に取り組む事業者への支援などの事業について、6月定例会の先議案件として審議する予定。

緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針

今後、次のとおり緩和していく方針です。ただし、他県との関係や県内における新たな感染者が発生した場合などで変更される場合がありますので、ご注意ください。

区分	外出自粛			イベント等の開催条件			
	県境またぐ人の移動	観光振興の観点での人の移動	カラオケ、スポーツジム等	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	プロスポーツ等	屋外イベント等	屋内イベント等
ステップ① 5/25～ 5/31	不要不急の県をまたぐ移動は避けましょう。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保。	外出自粛	外出自粛	開催自粛	200人以下 十分な間隔で実施を。	100人以下 収容定員50%以内で実施を。
ステップ② 6/1～ 6/18	埼玉、千葉、東京、神奈川県、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。						
ステップ③ 6/19～ 7/9			人数管理・感染防止を徹底し、厳密なガイドラインを遵守した鳥取型新しい生活様式協賛店の利用は構いません。		無観客試合で実施を。	1000人以下 十分な間隔で実施を。	1000人以下 収容定員50%以内で実施を。
ステップ④ 7/10～ 7/31	全都道府県で移動自粛を解除。	観光振興は県をまたぐものを含めて徐々に、人との間隔は確保。		同 左	5000人以下 収容定員の50%以内で実施を。	5000人以下 十分な間隔で実施を。	5000人以下 収容定員50%以内で実施を。
移行期間後 8/1～					収容定員50%以内で実施を。	十分な間隔で実施を。	収容定員50%以内で実施を。

※ ○イベント等の条件は、どちらか小さい方が限度。
○全国的、広域的イベントについては、7月31日まで開催自粛をお願いします。その後は、十分な間隔をとって実施してください。

米子市（組合）立小・中学校の夏季休業期間の変更について

米子市（組合）立小・中学校の夏季休業の期間を下記のとおりとします。

記

【小学校】

○1学期終業式

変更前・・・令和2年7月22日（水）〈全小学校〉

変更後・・・令和2年7月22日（水）〈小学校1～5年生〉

令和2年7月28日（火）〈小学校6年生〉

※上記は、各学年の終業日であり、終業式の日時は各校で異なる。

※給食は令和2年7月21日（火）まで。

○2学期始業式

変更前・・・令和2年8月27日（木）〈全小学校〉

変更後・・・令和2年8月24日（月）〈全小学校〉

【中学校】

○1学期終業式

変更前・・・令和2年7月16日（木）〈東山中学校・福米中学校・加茂中学校〉

令和2年7月17日（金）〈福生中学校・湊山中学校・後藤ヶ丘中学校・
弓ヶ浜中学校・尚徳中学校・淀江中学校・
箕蚊屋中学校〉

令和2年7月22日（水）〈美保中学校〉

変更後・・・令和2年7月31日（金）〈全中学校〉

※上記は、終業日であり、終業式の日時は各校で異なる。

※給食は令和2年7月29日（水）まで。

○2学期始業式

中学校は当初の予定どおり

令和2年8月24日（月）〈淀江中学校〉

令和2年8月25日（火）〈福米中学校・湊山中学校・後藤ヶ丘中学校・尚徳中学校・
加茂中学校・箕蚊屋中学校〉

令和2年8月26日（水）〈東山中学校・福生中学校・弓ヶ浜中学校〉

令和2年8月31日（月）〈美保中学校〉

※ただし、8月末に修学旅行を予定している学校のうち、予定どおり実施できなかった場合は、夏季休業日を延長する予定。

【変更理由】

令和2年3月2日（月）から3月24日（火）までの期間及び令和2年4月27日（月）から5月1日（金）までの期間の臨時休業にあった欠時間を補填するため。

問い合わせ先：米子市教育委員会事務局学校教育課 指導担当
電話 （0859）23-5432